



UAゼンセン 政策ニュース

# NEWS LETTER

No. 132  
2023. 4. 25

発行所 UAゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 発行人  
TEL 03-3288-3710 URL <https://www.uazensen.jp/> 西尾多聞

## 国際産別組織がミャンマーからの衣料ブランドの 「責任ある撤退」に関する原則を策定

～「責任ある」とみなされる撤退の決定・計画立案・実施の在り方を示す～

2021年2月の軍事クーデター発生以降、ミャンマーでは軍事独裁政権下での人権・労働者の権利侵害が相次いでいる。UAゼンセンが加盟する製造業の国際産別組織（インダストリアル）や現地の加盟組織は、民主的な労働運動が著しく制限されるミャンマーでは、「人権デュー・ディリジェンス」（※1）の実施は不可能であるとし、同国で経済活動を行うすべての多国籍企業に対し、撤退を求めている。

今般、インダストリアルは「ミャンマーからのブランドの責任ある撤退の枠組み原則」を公表した。これは、インダストリアルがミャンマーから調達を行う衣料ブランドと共同で策定したものであり、同国からの「責任ある撤退」を検討するにあたり、衣料ブランドに適用される原則を提示している。なお本原則は、国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス等の国際文書を参照しており、同国の企業と取引がある他業種の企業も参考とすることが可能である。

本原則は、ミャンマーからの撤退は各衣料ブランドの決定によるとしたうえで、撤退を選択する場合には、その決定、準備、実施を通じて、関係する労働組合と情報共有・協議を行い、労働者の権利保護、影響を受ける労働者への十分な退職金等の支払い、未解決の労働者の権利侵害事案の是正を確実に行うよう求めている。また、ミャンマーから撤退せず、調達を続ける場合は、「強化された人権デュー・ディリジェンス」（※2）を継続的に行い、関係工場の人権状況のみならず、労働者の権利保護や救済へのアクセスに影響を及ぼしかねない同国の政治的状況等にも注意を払うよう示している。

UAゼンセンは、引き続き同国に係る情勢の把握・情報発信に努め、国際労働運動や加盟組合と連携し、同国における民主的な労働運動の回復や、サプライチェーン等における人権尊重の推進に取り組んでいく。加盟組合においては、ミャンマーに関する情報や国際労働運動の最新の動きについて会社と情報共有し、自社のサプライチェーンにおけるミャンマー企業との取引の有無を確認していただきたい。その上で、取引の継続や撤退を検討する際は、ミャンマー企業との取引自体に、自社の事業活動へのリスクがある可能性を労使で認識するとともに、本原則も参考に、ミャンマーにおける人権が十分に尊重されるよう配慮を求めている。

※1：企業活動に伴う人権侵害を予防・撲滅する手法

※2：紛争等の影響を受ける地域で事業活動を行う場合において、紛争等を助長する潜在的な要因等を特定することで、自社の事業活動が人権への負の影響を与えないようにするだけでなく、当該地域における暴力を助長しないよう取り組むこと。

(国際局 生井/政策政治局 秋山)

## インダストリアル「ミャンマーからのブランドの責任ある撤退の枠組み原則」の概要

### <撤退の決定>

- ・ インダストリアルとのコミュニケーション・チャンネルを確立し、撤退の判断に係る情報の共有により透明性を確保する。
- ・ 新規の発注を停止する。既存の発注については、すべて完了するまで取引を行う。

### <撤退の準備>

- ・ 撤退計画を策定する（撤退までのタイム・フレーム、人権デュー・ディリジェンスの実施、自社への依存度の分析含む）。
- ・ 計画の策定・実施に際し、国内・国際レベルで第三者との協議を行い、意見等を収集する。
- ・ 部門・業種を代表する労働組合に対し撤退計画を共有する。

### <撤退計画の実施>

- ・ 既存の発注の生産期間を通じて、サプライヤーが、国際基準、国内法、ブランド行動規範、関係する労働協約等を遵守し、かつミャンマーの現在の状況において可能な限り、労働者の権利に対する撤退の影響を確認、防止、停止または軽減する方法で活動すべき旨に同意する。
- ・ サプライヤーによる国際基準、国内法、ブランド行動規範、関係する労働協約等の遵守、労働基本権の救済に向け影響力を行使する。
- ・ 継続的に人権デュー・ディリジェンスを実施し、労働者の権利侵害リスクの確認、防止、回避・軽減を行う。
- ・ 個社での課題解決が難しい場合、他のブランド・サプライヤー、関係する第三者との協働により救済策を策定する。
- ・ 労働組合を始めとする、サプライチェーン上のパートナーとの開かれたコミュニケーションを維持する。
- ・ サプライヤーに対し、労働契約の終了は真に必要な場合に限り、その手続きは現地法に従うよう明確に示す。また、自社の行動規範に照らし内容を確認し、撤退計画を更新できるよう、可能な限り事前に対象者リストを書面で提供するよう要求する。
- ・ 撤退計画の完了時に、対象労働者への退職金・給付等の支払いの証拠を提示するよう求める。
- ・ 労働者への最も効果的な情報伝達の方法を検討し、その内容についてサプライヤーと合意する。
- ・ 撤退計画の実施期間を通じて、自社の標準的な取引条件を継続して適用する。
- ・ 自社の期待や取り組みが、現地の関連する労働者の権利侵害リスクを高めることのないよう取り組む。

※ インダストリアル「ミャンマーからのブランドの責任ある撤退の枠組み原則」の全文はUAゼンセンメンバーズをご覧ください。

UAゼンセンメンバーズホーム > 本部一覧 > 活動情報データ > CSR活動 > 企業の人権尊重  
(<https://members.uazensen.jp/visitor/honbu/index.cgi?i=2&j=276>)